

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	令和4(2022)年度第1回みよし市みどりと景観審議会		
開催日時	令和5(2023)年3月22日(水曜日) 午後1時30分から午後3時まで		
開催場所	みよし市役所6階		
出席者	(委員) 芹澤 俊介、宇野 勇治、岡村 穰、加藤 憲、森井 恵治 (事務局) 舟橋都市建設部次長、近藤都市計画課長、 岡本副主幹、小野副主幹、御喜田技師、		
次回開催予定日	令和5(2023)年6月		
問合せ先	都市建設部都市計画課 担当者名 岡本 電話 0561-32-8021 ファクシミリ 0561-34-4429 メール toshi_k@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下欄に掲載するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・議事録全文 ・議事録要旨 	要約した理由	—
審議経過	<p><次第></p> <p>1 あいさつ</p> <p>2 報告事項</p> <p>(1) 令和4(2022)年度景観届出件数について</p> <p>(2) みどりと景観計画アクションプランの進捗状況について</p> <p>(3) みどりと景観計画の改定について</p> <p>3 現地視察</p>		

<p>会議録 開会 事務局</p>	<p>本日は大変お忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。 それでは、令和4年度第1回みよし市みどりと景観審議会を始めさせていただきます。 本日は、全委員の方に出席いただいておりますので、水と緑の風景を守り育てる条例施行規則第35条第2項の規定により、会議が成立していることを報告させていただきます。 なお、本日は、事務局からの説明後に、次第にお示ししましたとおり、保田ヶ池公園の現地視察を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、会長の選任に移ります。 水と緑の風景を守り育てる条例施行規則第34条第2項の規定により、会長をお決めいただきたいと存じます。 なお、会長につきましては、互選によることとされております。会長に推薦される方はいらっしゃいますでしょうか。</p>
<p>宇野委員</p>	<p>これまで芹澤委員には、会長としてご尽力いただいておりますので、今回も芹澤委員が適任と思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>ただ今、宇野委員より芹澤委員を推薦する旨のご発言がございました。委員の皆さまの異議はございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
<p>事務局</p>	<p>ご異議がないようですので、ご推薦をいただきました芹澤委員に会長をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは芹澤委員、会長席へお移りください。 それでは、芹澤会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
<p>芹澤会長</p>	<p>ご推薦いただきましてありがとうございます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは議事に入りたいと思いますが、施行規則の規定により、「会長が会務を総理する」こととなっておりますので、会の取り回しを芹澤会長にお願いいたします。</p>
<p>芹澤会長</p>	<p>それでは、議事に入りたいと思います。 報告事項(1)の「令和4年度景観届出件数について」、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>都市計画課の岡本と申します。よろしくお願いいたします。報告事項1の「令和4年度景観区域内の届出件数について」説明させていただきます。景観の届出</p>

については、6戸以上の共同住宅や延べ床面積の合計が1,000平方メートル以上の建築物、一定の高さを超える工作物、開発区域の面積が1,000平方メートル以上の開発行為等、一定規模以上の行為をする場合は、市に届出をすることになっております。資料1をご覧くださいと思います。

まず、届出件数についてですが、令和4年4月1日から先月2月28日までの届出件数は、26件となっております。内訳は建築物が17件、工作物が7件、開発行為が2件です。建築物の17件中8件が共同住宅で、残りは工場・物流倉庫・店舗となっております。工作物の7件は通信用アンテナの増設に伴う届出となっております。開発行為の2件は、宅地開発と自動車整備工場の建設に伴うものとなっております。

届出が提出されたもののうち、完了報告書が提出されているものは8件となっております。26件中8件は提出されており、3月に入り1件提出されまして、17件は未提出となっております。17件はすべて完了予定時期を過ぎていないものでございます。また完了予定時期を令和4年度中としている届出がありますので、今後、完了報告書の確認、施工の完了確認を行ってまいります。

なお、資料にはありませんが、参考としまして、昨年度は、届出件数は17件ありました。内訳として、建築物が9件、工作物が6件、開発行為が2件となっており、建築物の届出件数、内容ともに昨年度とあまり変化はありませんでしたが、通信用アンテナの届出が3件から7件に若干増加しております。

資料の3は、今年度に申請がありました工場の完了確認写真です。建物の外壁の色をマンセル値の規定内にしていただき、周辺の建物に配慮し突出しないようにしていただきました。以上で報告事項の1件目の説明とさせていただきます。

芹澤会長

ただいまの説明につきまして、何かご不明な点や質問などございますか。よろしいでしょうか。

それでは続きまして、報告事項(2)「みどりと景観計画アクションプランの進捗状況について」、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告事項2「みどりと景観計画アクションプランの進捗状況について」説明します。

A3の資料で、資料2-1をご覧ください。このアクションプランは、みどりと景観計画に定めた各種施策について、実施方法や時期などを具体化し、実効性を高めていくために作成したもので、目標年次を令和5年とし、5年ごとに、平成25年度までを短期、平成30年度までを中期、令和5年度までを長期と区分し、各段階で取り組む施策や目指す値を定めています。体系は大きく分けて、「水と緑のアクションプラン」と「美しい景観づくりのアクションプラン」の2つに分かれておまして、「水と緑のアクションプラン」は、AからEまで、5つの施策と68項目の事業が定められています。「美しい景観づくりのアクションプラン」は、STEP1からSTEP5までの5段階18項目の事業が定められています。この中で進捗がありました、施策C1の38番「公共施設の緑化の推進」について、事業が完了されたものがありますので、説明させていただきます。

	<p>資料2-2をご覧ください。公共施設の緑化において、鉄道駅は、住民が日常的に利用する施設であるとともに、まちの玄関口となる空間です。そのため、駅や駅周辺に緑化を推進し、まちの特徴であるアートを印象付けるような修景を施すなど、住民がまちへの愛着を今より一層もてるように、また、来訪者が感じるまちの印象がよりよくなるよう魅力ある駅周辺整備を検討というような取り組みになっております。真ん中の表の右側に記載がありますとおり、令和3年3月に三好ヶ丘駅前広場の整備工事が完了いたしました。</p> <p>写真をご覧いただきたいのですが、鉄道からの玄関口である駅前広場に緑化エリアを設置しました。今後は、NPOへの委託や住民との協定などによって季節の草花が楽しめるスペースとして活用していけるよう取り組んでまいります。</p> <p>以上、簡単ではありますが、報告事項の2件目の説明とさせていただきます。</p>
<p>芹澤会長</p>	<p>ただいまの説明につきまして、何かご不明な点や質問などございますか。</p> <p>公共施設の敷地の30%を緑化となっていますが、公共施設の敷地は市内で何%くらいを占めているのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>現在把握はしていませんが、市内には何個か公共施設がございまして、例えば庁舎でしたら駐車場も含めた敷地の中で30%ということになっております。</p>
<p>宇野委員</p>	<p>41環境共生型の施設整備の推進とありまして、事業完了となっておりますが、何か具体的な話を教えていただけないでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>環境共生型の施設整備の推進というものは、公共施設の緑化を積極的に行うとともに太陽光発電や雨水貯留などの環境に配慮した施設整備や環境に配慮した新技術などを施設整備に導入するとともに住民に対して自宅などに導入を促すための設備などの紹介を行うということで、太陽光に関連したものですとか、雨水貯留施設に関連したものへの補助金の制度を作っておりまして、それをもって完了しているということになっております。PRも行っております。実績は公表されておりましたが、決算の時に補助金交付額を公表しております。</p>
<p>森井委員</p>	<p>施策D2の26、28、31は非常に大事なことのように思いますが、計画は以前から実施されていて事業は充実されているということですが、今後はどのように対応していくのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>例えば26の住民参加による公園づくりにつきましては令和3年の3月に、これから計画している福谷公園に対してどういう公園にしていくかワークショップを開催したこともございまして、こういった市民との関わりの中で公園の設計に反映させるということも行っております。</p>
<p>森井委員</p>	<p>今後も行っていくということでしょうか。</p>

事務局	<p>今行っている市民との取り組みの活動も継続していこうと考えておりますし、報告事項3でもご説明させていただこうと思いますが、現在計画の改定を予定しております。その中でアクションプランについても検証して、もっと協働でやっていくにはどうしたらよいかというようなことも考えつつ、それをまたアクションプランに落とし込むというような形にしていきたいと考えております。</p>
芹澤会長	<p>他に質問はありませんか。 続きまして、報告事項(3)「みどりと景観計画の改定について」、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、報告事項(3)「みどりと景観計画の改定」につきまして、資料に沿って説明させていただきます。</p> <p>A3の資料で右肩に資料3-1と書かれているものをご覧ください。まず始めに、委員の皆様は御存じの内容で恐縮ではありますが、計画の性質や位置づけについて簡単に触れた後、改定についてご説明させていただきます。本市のみどりと景観計画は、その名のとおり、緑の基本計画と景観計画が一緒に盛り込まれている計画でございます。1つ目の丸の部分であります。緑の基本計画は、都市緑地法に「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な計画」と規定されておりますように、市町村の区域内における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画であります。一方、景観計画は、景観法に、「景観行政団体が法の手続きに従って定める良好な景観の形成に関する計画」とされておりますように、景観まちづくりを進める基本的な計画として、景観形成の方針、行為の制限に関する事項などを定めることができる計画であります。緑がとても多く豊かな本市は、多くの緑を軸にした良好な風景、景観が存在していることから、緑自体を適切に管理・保全、あるいは整備して増やしていくことと、緑を軸にした景観のまちづくりを一体的に行っていこうということで、2つの計画を1つにした、この「みどりと景観計画」を平成23年に策定いたしました。</p> <p>次に、資料の右側の関連図をご覧ください。みどりと景観計画の位置づけ、主に他の計画との関係についてご説明いたします。「みよし市総合計画」は、市町村の全ての計画の基本となる行政運営の総合的な指針となる計画であります。みどりと景観計画は、この計画を最上位として、市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めた「みよし市まちづくり基本計画」に即した関係に位置付けられており、みよし市環境基本計画、みよし市農業振興地域整備計画などの関連する他分野の計画とその内容が部分的に整合した計画でもあります。また、この計画を推進するための実施計画として緑と景観それぞれのアクションプランがございます。みどりと景観計画は、繰り返しになりますが、今から11年前の平成23年に策定されまして、計画の目標年次が平成35年、令和5年に設定されました。この11年の間、計画を推進してまいりましたが、その間に、社会情勢の変化や上位計画である総合計画とまちづくり基本計画の見直しもありましたので、改めて市民の皆様の考え方の変化等を踏まえた将来像、目標、施策やアクションプランとするため、令和5年度末に改定を行うものでござい</p>

す。

裏面になりますが、資料3-2をご覧ください。その中の、右下の囲みの中に黄緑色で塗ってある部分になりますが、計画改定における着眼点について説明させていただきます。本計画に関連する法の改正として、都市緑地法を始めとして幾つか改正されております。都市緑地法の改正によりましては、市民緑地認定制度、緑化地域制度などが創設されました。また、都市公園法の改正によりましては、公募管理設置制度いわゆるパークPFI制度が創設されました。どのような制度かといいますと、A4の資料で資料3-3をご覧ください。

事例紹介になります。市民緑地認定制度は、NPO法人や企業等の民間が主体となって公園と同等の空間を創出する取組に対して、固定資産税等の軽減、補助金の交付などにより行政が支援する制度です。近隣では、名古屋市西区にあるノリタケの森がこの制度を活用して、人々が集う憩いの場となっております。次に、緑化地域制度は、緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度です。近隣では、名古屋市が市全域を指定区域にしております。300㎡以上の敷地に建築する場合、建蔽率に応じて、敷地に対して10～20%の面積を緑化することが義務づけられております。なお、壁面や屋上の緑化も有効面積とされております。

裏面にまいります。公募設置管理制度、いわゆるパークPFI制度は、民間活力による新たな都市公園の整備手法で、公園の再生・活性化を推進し、都市公園の質の向上に寄与する制度であります。近隣では、名古屋市守山区にある小幡緑地の一部で、オバッタバッタという名称で行われています。民間が主体となり緑地内にキャンプサイト、バーベキューサイト、レストランを整備して活性化を図っております。また、豊田市の鞍ヶ池公園では、こちらも民間が主体となって、サービスセンターとカフェを公園内に整備し、活性化を図っております。これらの法改正によって創設された制度の活用は、実現性も考えなければなりません、改定する計画の1つの要素となる可能性がございます。

A3資料3-2に戻ります。①関連する法の改正の3つ目の黒ボチの都市計画法の改正は、市街化区域内の新しい用途地域であります田園居住地域の創設です。市街地内にある農地の位置づけを「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へと転換したことを踏まえ、農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護する用途地域を指定することが可能となりました。次に、生産緑地法の改正によりまして、生産緑地制度の期間延長であります、特定生産緑地制度が創設され、市街地内の農地の継続的な保全ができるようになりました。いずれも市街地内の農地に関する改正ですが、市街地の中で宅地と農地が共存できるようになってきております。

続きまして、②社会情勢の変化であります、持続可能な社会を目指すためのSDGsの考え方や、自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとするグリーンインフラの考え方などが近年叫ばれていることや、生物多様性保全の視点をこれまで以上に取り入れていくことなどが求められております。また、法改正の内容とも一部重なる部分はありますが、さらなる公民連携の強化や、都市公園の管理方針、マネジメントの視点を計画に盛り込んでいくことが求められてきております。

	<p>続きまして、計画改定のスケジュールについてご説明させていただきます。本審議会とは別に設置しております「みどりと景観計画策定委員会」を中心に改定作業を今年度から行っております。左下の表、策定委員会の議事内容（案）をご覧ください。令和4年12月1日に第1回の策定委員会を開催いたしまして、「計画の位置づけ・改定について」、「現行計画の概要とアクションプランの実施状況」、「市民アンケート調査の実施」について検討し、意見等をいただきました。</p> <p>次に、市民アンケート調査を挟んで先週の3月14日に第2回策定委員会を開催しまして、「市民アンケート調査結果のご報告」、「問題点の抽出・課題の整理」、「計画の基本理念（案）」について検討し、意見等をいただきました。年度をまたぎまして、第3回策定委員会を来年の6～7月頃に開催し、「計画の目標・基本方針（案）」、「施策の（素案）」を検討する予定としております。そして、第4回策定委員会を9～10月頃に開催し、引き続き施策の（案）と計画の進行管理方法（案）について検討していきます。このあたりで改定計画の全体がほぼ固まる予定になります。その後、計画案をHP等に掲載して市民の皆さまから意見をいただく「パブリックコメント」を12月頃に行いまして、年明けの1～2月頃に第5回策定委員会を開催して、パブリックコメント結果と意見への対応と、計画改定案の承認という流れでいく予定としております。なお、本審議会には、パブリックコメントの前後で計画案ができあがりましたら、審議会を開催して審議していただくことを考えております。以上で説明とさせていただきます。</p>
芹澤会長	<p>ただいまの説明につきまして、何かご不明な点や質問などございますか。</p>
宇野委員	<p>パークPFIは最近いろいろな自治体で取り組まれて、今まで箱物を作ればよいという考え方から、公園があつて楽しめたりとか建物の部分と公園がうまく繋がっていてお金をかけなくても楽しめたりとかよりよく過ごせるとかそういったことが都市の魅力になってきているのかなと思うので、ぜひこういった街づくりの部分と連携しながら、緑地を増やすということも大事ですがうまく魅力として生かして楽しめるといったところにつながっていくといいなと思います。アクションプランを発展させていって、街づくりの観点で何かシンボルとなるようなものができていくといいと思います。</p>
森井委員	<p>PFIの手法は、本市において実際事業を進めるうえでいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>本市でPFIの手法で公共施設を建てた前例はまだありません。ただ、施設を作るときに手法の一つとして検討は必ず行われております。民間から資金を提供いただきながら管理をしたときに、運営も民間になりますので、全く収入がないような施設でPFIを導入しても、維持管理のお金を節約されてしまうだけで、行政のサービスの質が下がってしまうことに繋がりがかねないのでPFIが見合う施設に当てはめなければいけないと思います。</p>
宇野委員	<p>素敵なお園はありますが、その中にお茶を飲む場所がなく、自動販売機があ</p>

	<p>るだけでして、そういったところにスターボックスなど素敵な空間があれば、ランニングするという目的じゃなくてもちょっと公園によって散策したりだとかお茶飲んだりだとかコミュニケーションの場が生まれたりすると思います。ただだっ広い公園が、飲食店を入れたりデザイナーを入れて遊ぶ空間を作ったりとか、そういうことで人が集まり、公でも民でもないということが大事だと思います。</p>
<p>岡村委員</p>	<p>みよし市は高速道路がありまして、豊田と名古屋を繋ぐ場所になっております。みよしを通過する人は多くいますので、そういう方を取り込んで、人が滞留してもらえるような施設づくりや魅力づくりをすると注目を浴びると思います。</p>
<p>芹澤会長</p>	<p>それでは本日の内容については、以上であります。進行を事務局へお返しします。</p>
<p>事務局</p>	<p>芹澤会長ありがとうございました。全体を通して何かご質問はございますでしょうか。それでは、これをもちまして令和4年度第1回みよし市みどりと景観審議会を閉会いたします。</p> <p>このあとは、会議冒頭に申し上げましたように、現地視察にまいります。現地視察終了後は、駐車場での解散となりますので、手荷物等をご持参いただきますようお願いします。準備が出来次第、出発したいと思います。よろしくお願いします。</p>